

#### 返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合          | 80% |
| (2) 入社日から1ヶ月を超え2ヶ月を経過する日までに退職した場合 | 50% |
| (3) 入社日から2ヶ月を超え3ヶ月を経過する日までに退職した場合 | 20% |

ただし、受け取る紹介手数料が75万円以下の場合は、別途協議の上返戻金額を決定するものとします。  
また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。